The Okinawa Development Finance Corporation
沖縄振興開発金融公庫

資料１

平成21年度沖縄公庫事業実績

平成22年6月17日

沖縄振興開発金融公庫

1. 出融資実績

厳しい経済環境の下、中小・小規模事業者支援など政策金融機関の役割を発揮し、前年度並みの水準を維持

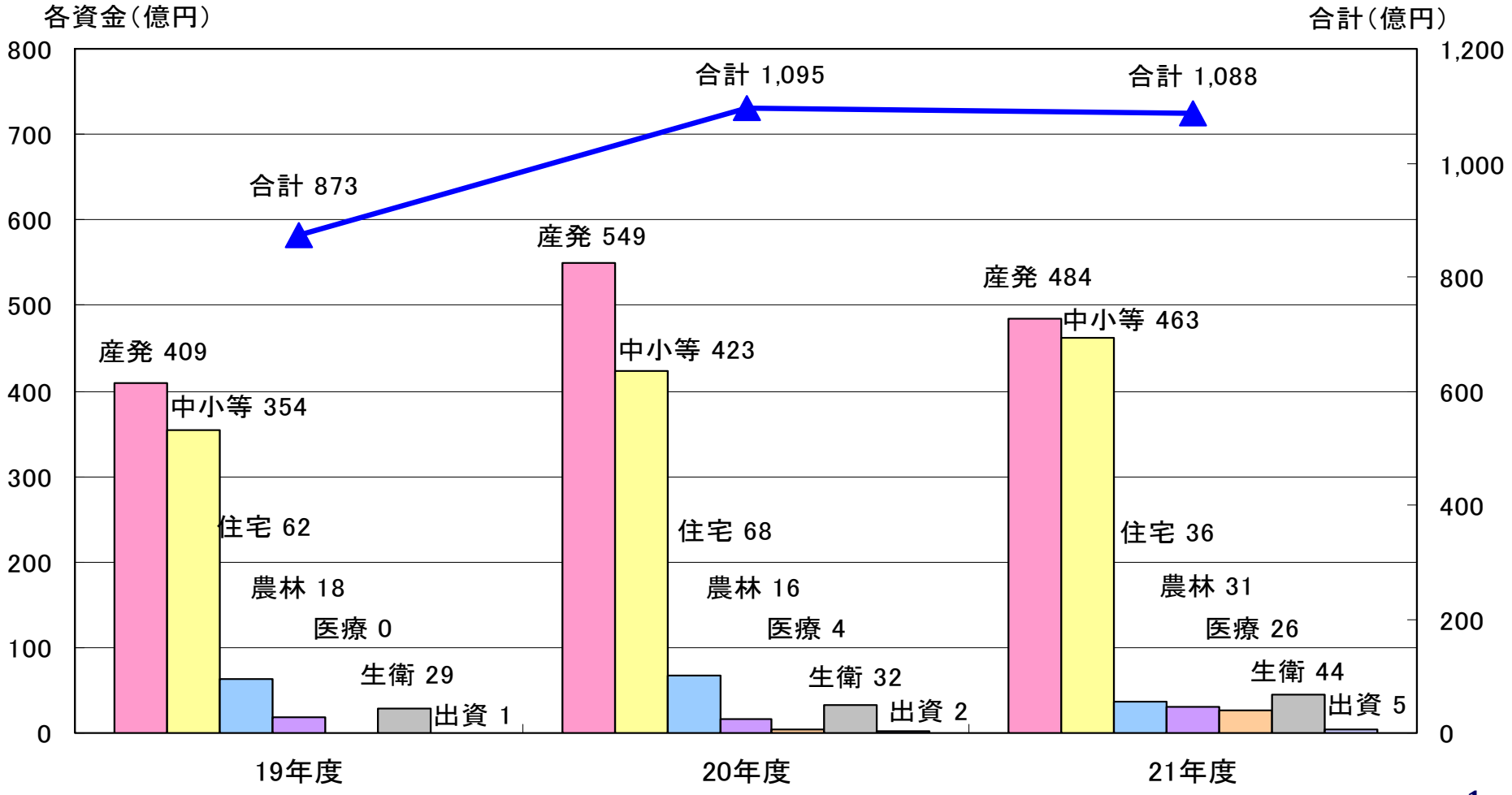

2. 融資制度の活用

セーフティネット貸付
～機能強化により前年比1.7倍と大きな伸び～

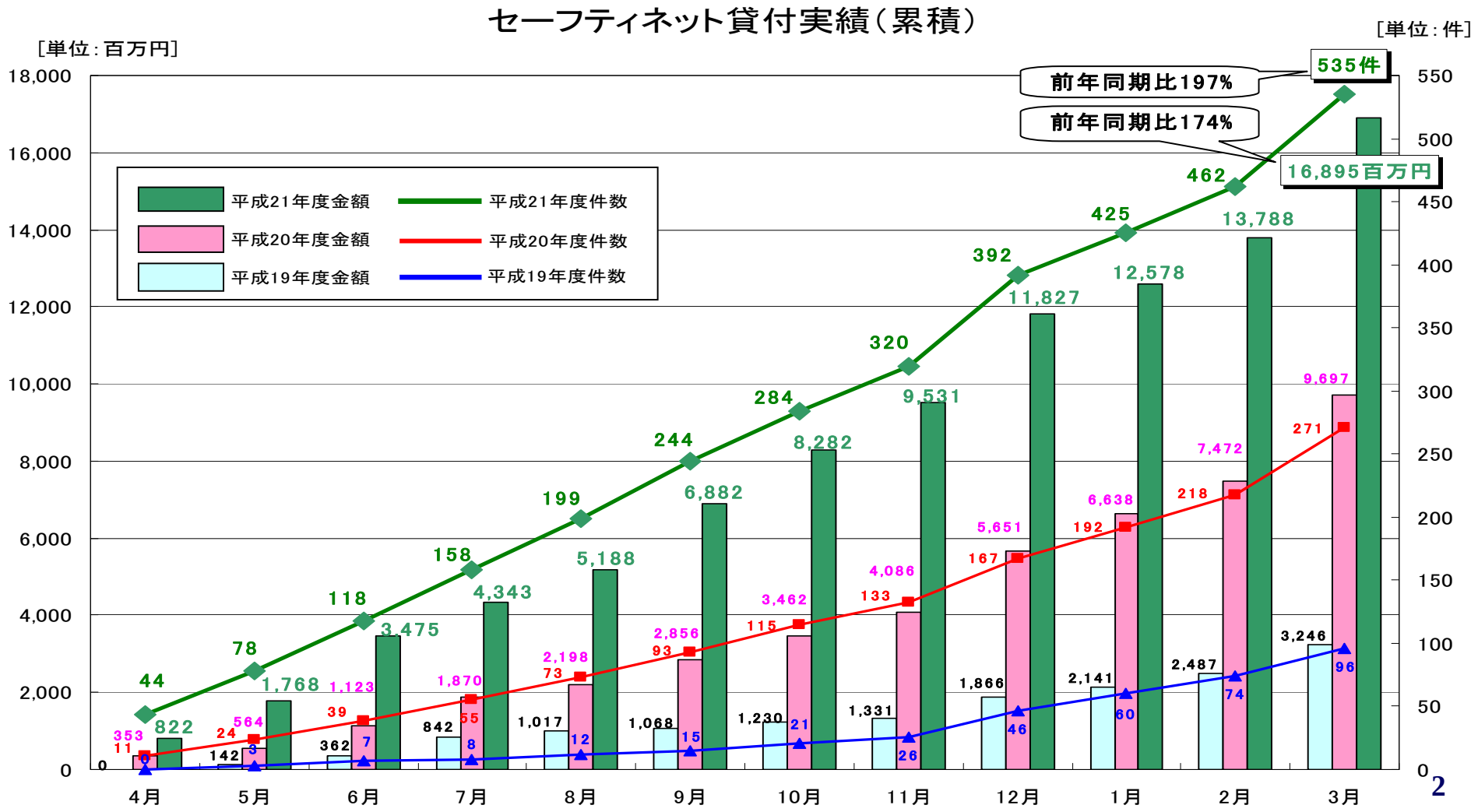

2. 融資制度の活用

小規模事業者経営改善資金貸付（マル経貸付）
～商工会との連携を強化し、前年比1.5倍～

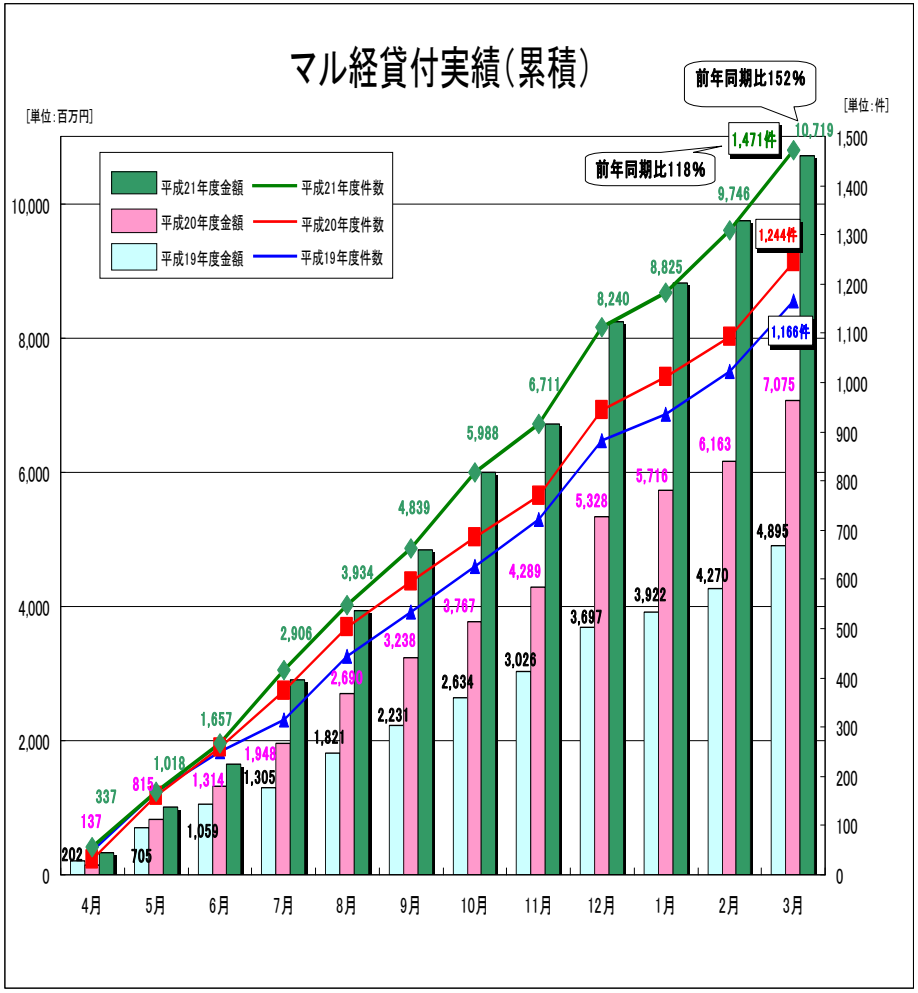

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経貸付）
～飲食店向け融資増により、前年比1.6倍～

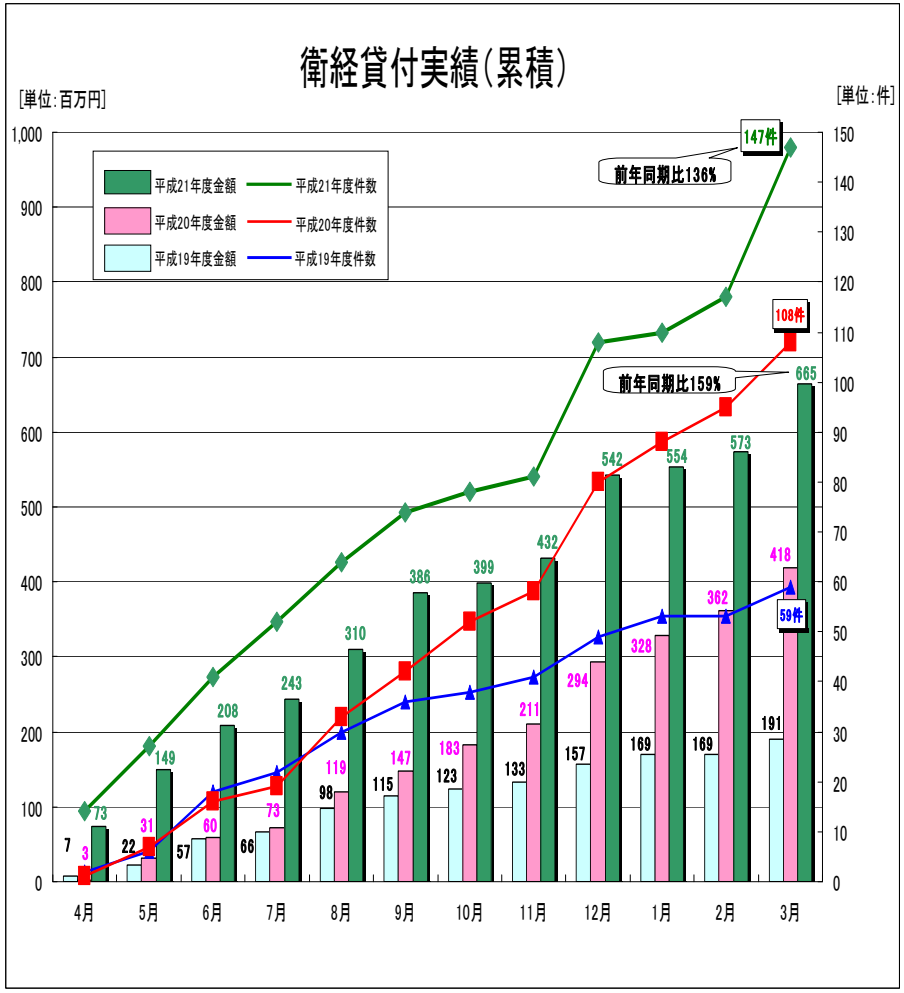

3. 融資の特徴

セーフティネット機能を発揮し、運転資金融資と無担保融資の件数、金額が増加

【設備・運転別融資実績（件数、金額）】

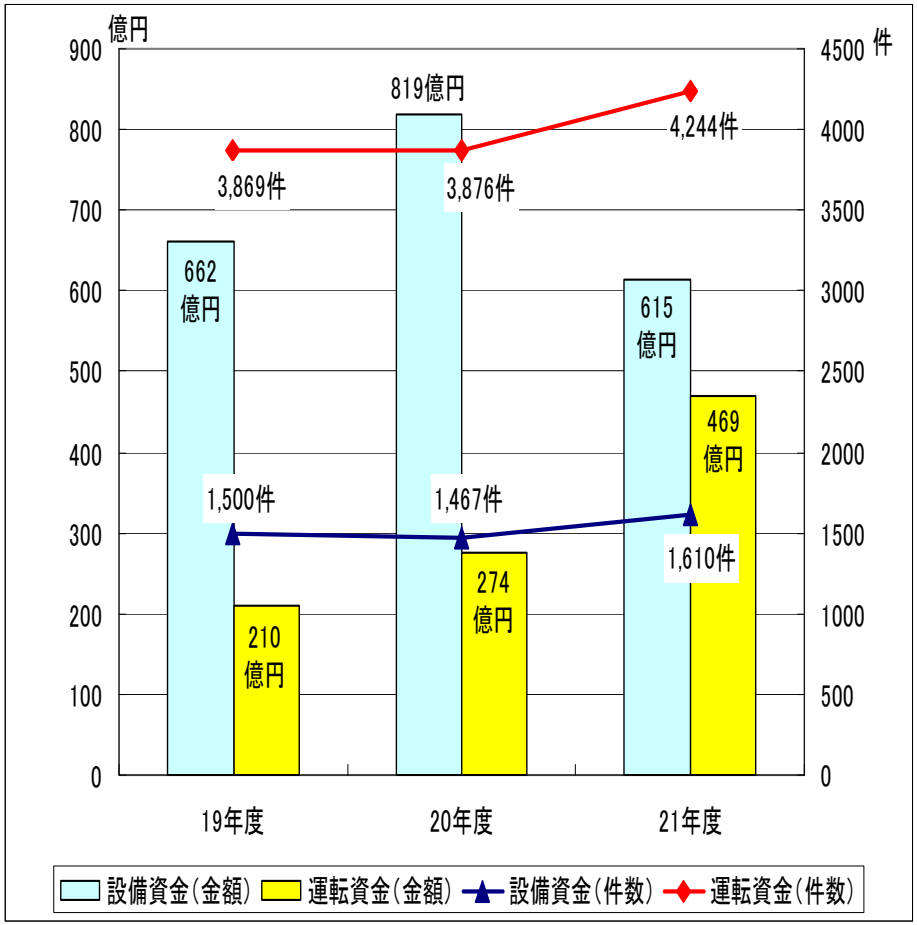

【担保別融資実績（件数、金額）】

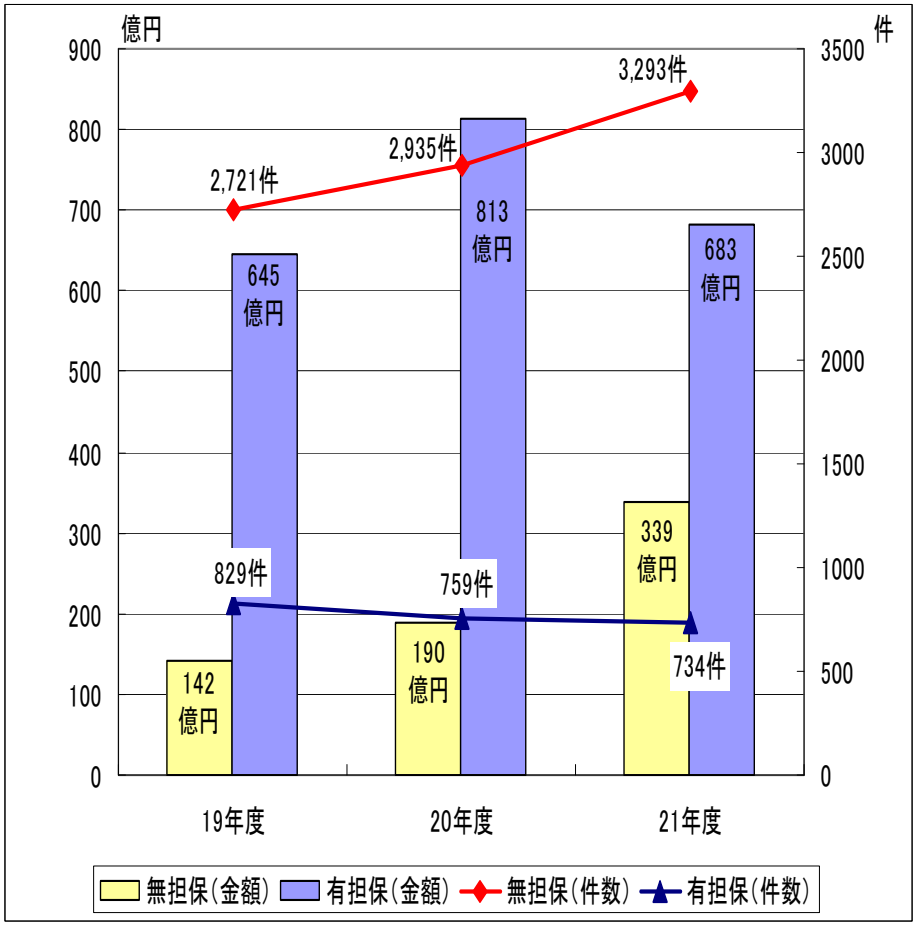

（注）担保別融資実績には、教育、恩給、住宅の各資金は含まない。

４. 企業向け出資･新事業創出促進出資支援事例

企業向け出資

【実績（累計）：１６件２，６８５百万円】

企業向け出資は、沖縄における産業の振興開発を図る上で、特に政策意義の大きい事業に対して、民間投資を誘導・補完し、当該事業の起業化や事業基盤の安定化を図ることを目的としています。

【平成21年度実績】

出資先：那覇空港貨物ターミナル株式会社 出資額：205百万円
出資先：石垣空港ターミナル株式会社 出資額：100百万円

新事業創出促進出資

【実績（累計）：４１件１，０６２百万円】

平成14年４月に施行された「沖縄振興特別措置法」は、民間主導の自立型経済の構築に向けた、戦略的な産業振興に主眼を置き、新事業の育成による沖縄の産業振興と雇用創出を重要な政策課題に掲げてます。
新事業創出促進資出資業務は、同法に基づき、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に公庫業務の特例として設けられたものです。

【平成21年度実績】

出資先：株式会社糸満市物産センター 出資額：40百万円 出資の効果：農商工連携型の「道の駅」をＪＡ、漁協等とともに運営
出資先：株式会社バイオマス再資源化センター 出資額：30百万円 出資の効果：建築廃材から木製ペレット等（バイオマス資源）を製造（CO_2削減効果）
出資先：株式会社アイテックソリューションズ 出資額：10百万円 出資の効果：中古マンションの防災・防犯システムのハイテク化等高付加価値ネットワークソリューション開発事業を展開
出資先：株式会社ハプロファーマ 出資額：79.98百万円 出資の効果：独自の遺伝子解析技術を活用したオーダーメード型健康支援事業の展開

糸満市物産センター（道の駅）

木製ペレット

（参考）出融資残高

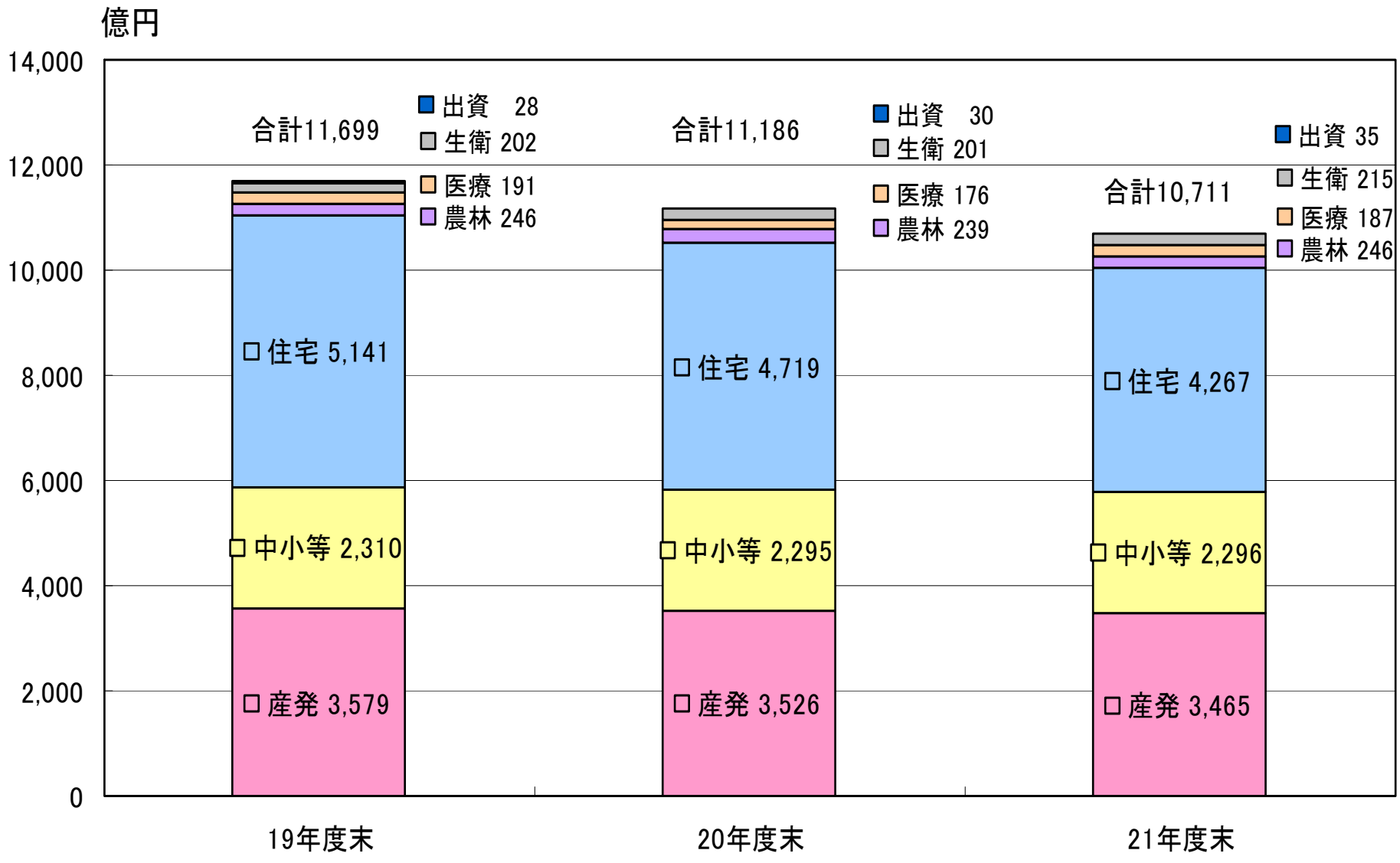
億円
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
合計11,699
出資 28
生衛 202
医療 191
農林 246
住宅 5,141
中小等 2,310
産発 3,579
合計11,186
出資 30
生衛 201
医療 176
農林 239
住宅 4,719
中小等 2,295
産発 3,526
合計10,711
出資 35
生衛 215
医療 187
農林 246
住宅 4,267
中小等 2,296
産発 3,465
19年度末
20年度末
21年度末

（参考）窓口相談等の強化

○平成19年8月13日　「原油・原材料価格上昇に関する特別相談窓口」を開設
⇒平成20年9月24日　「『安心実現のための緊急総合対策』中小企業金融特別相談窓口」に改組、設置
⇒平成21年1月30日　「『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」に改組、設置

実績（3月末現在）	相談629件、申込319件128億6，200万円、融資302件122億900万円

○平成21年4月24日　「中堅企業等緊急特別相談窓口」を開設

実績（同）	相談6件、申込5件139億5，000万円、融資7件139億5，000万円

○平成21年5月22日　「新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」を開設

実績（同）	相談24件（うち条件変更10件）、申込6件5，860万円、融資6件5，860万円、条件変更13件5億588万円

○平成21年10月30日　「豚肉価格の下落に係る特別相談窓口」を開設

実績（同）	相談14件（うち条件変更2件）、申込2件3，300万円、融資2件3，300万円

○平成22年1月20日　「日本航空関連特別相談窓口」を開設

開設理由	㈱日本航空等に係る会社更生法適用の申請受理及び㈱企業再生支援機構の支援決定を受け、関連する中小企業者等の相談に応じるため
実績（同）	なし

（参考）融資制度の活用、資金繰り支援

設備資金貸付利率特例制度の実績

【産業開発資金・中小企業資金・生業資金・生活衛生資金】

制度内容	設備資金について、融資後２年間の貸付利率を０．５％引下げ
取扱期間	平成２２年９月末まで。ただし、政府の判断によって、１０月以降も継続する可能性がある。 （平成２２年２月導入）
実績 （３月末現在）	２１１件　１８２億円

貸付条件変更等による資金繰り支援

政府の経済対策と連携した特別相談窓口開設による中小企業等への資金繰りへの積極的な支援策を推進、加えて、平成21年度12月4日の中小企業等金融円滑化法（※）の施行に伴い、支援体制の一層の強化を図った。

【条件変更実施状況】　（単位：件）

平成19年度	平成20年度		平成21年度	
		前年比		前年比
９４６	１，２６２	133.4%	２，０００	158.5%

※円滑化法にもとづく実施状況（平成21年12月4日～平成22年3月31日）

申込みを受けた債権１，０９３件１９５億円

うち実行６３９件１３６億円、謝絶７６件８億円(*)、審査中３２０件４４億円、取下げ５８件６億円

(*)謝絶のうち７３件７．９億円については、申出から３ヵ月以内の実行に至らなかったため、計上基準に基づき、一旦謝絶に分類したもの。

（参考）セーフティネット貸付の拡充推移

			貸付条件の概要 （平成20年4月1日現在）	成長力強化への早期実施策 （平成20年4月25日）	原油等価格高騰対策 （平成20年7月7日）	安心実現のための緊急総合対策 （平成20年10月1日）	生活対策 （平成21年1月30日）	経済危機対策 （平成21年6月15日）	明日の安心と成長のための緊急経済対策 （平成22年2月15日）
経営環境変化対応資金	融資対象		社会的な要因による業績悪化により資金繰りに支障をきたしていること 最近の決算期における売上高が前期に比し10%以上減少していること　等			○対象要件の緩和 ・売上高減少割合：前期比5%以上減少 （平成22年3月末まで）			○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
	融資限度額	中小	4億8,000万円（基本資金と通算）		○限度額の拡充 ・基本資金、振興資金貸付との限度額通算を撤廃 （平成21年3月末まで）	○取扱期間の延長 （平成22年3月末まで） （中小は基本資金廃止）	○限度額の拡充（4億8,000万円→7億2,000万円） （平成22年3月末まで）		○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
		生業	4,800万円（基本資金と通算）						
		生衛	5,700万円（振興資金貸付と通算）						
	資金使途						○資金使途の追加 ・借換特例制度の創設 （平成22年3月末まで）		○借換特例制度の取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
	貸付期間（うち据置期間）		設備資金　最長15年（最長2年） 運転資金　最長　7年（最長2年）		○据置期間の延長 （最長2年→最長3年） （平成21年3月末まで）	○運転資金の貸付期間延長 （最長7年→最長8年） （平成22年3月末まで） ○取扱期間の延長 （平成22年3月末まで）			○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
	貸付利率		基準利率				○貸付利率の引き下げ 最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金　基準利率－0.3% （平成22年3月末まで）	○貸付利率の引き下げ（平成22年3月末まで） ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 0．1%低減 ・運転資金　上限金利3%を設定（中小のみ） ○固定金利型劣後ローン（資本性なし）を導入（中小のみ） （平成22年3月末まで）	○貸付利率の引き下げ（平成23年3月末まで） ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 0．1%低減→0．2%低減 ○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
金融環境変化対応資金	融資対象		金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化していること等				○貸付対象の追加 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方 （平成22年3月末まで）		○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
	融資限度額	中小	1億5,000万円（別枠） （平成21年3月31日までは2億円）			○別枠額の増額、期限の延長 ・平成22年3月31日までは3億円			○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
		生業 生衛	3,000万円（別枠）	○別枠額の増額　→　別枠4,000万円 （平成21年3月末まで）		○別枠額の取扱期間の延長 （平成22年3月末まで）			
	資金使途		運転資金				○資金使途の追加 ・設備資金を追加 ・借換特例制度の創設 （平成22年3月末まで）		○資金使途の追加、借換特例制度の取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
	貸付期間（うち据置期間）		運転資金　最長7年以内 （最長2年以内）				○設備、運転資金の貸付期間延長 （設備：最長15年、運転：最長7年→最長8年） ○設備、運転資金の据置期間延長 （設備：最長3年、運転：最長2年→最長3年） （平成22年3月末まで）		○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
	貸付利率		基準利率				○貸付利率の引き下げ 最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金　基準利率－0.3% （平成22年3月末まで）	○貸付利率の引き下げ ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 0．1%低減 ・運転資金　上限金利3%を設定（中小のみ） （平成22年3月末まで）	○貸付利率の引き下げ（平成23年3月末まで） ・雇用維持・拡大要件を満たす場合の運転資金 0．1%低減→0．2%低減 ○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
取引企業倒産対応資金	融資対象		取引企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方など					○貸付対象者の要件を緩和 倒産企業との取引依存度：20%以上であるもの →間接取引によるものを含み、10%以上であるもの （平成22年3月末まで）	○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
	融資限度額	中小	1億5,000万円（別枠）						
		生業	3,000万円（別枠）						
	資金使途		運転資金					○資金使途を追加　（平成22年3月末まで） 関連企業の倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要となるもの （平成22年3月末まで）	
	貸付期間（うち据置期間）		最長　7年（1年）					○貸付期間　最長7年→8年以内に延長 （平成22年3月末まで） ○据置期間　1年以内→3年以内に延長 （平成22年3月末まで）	○取扱期間の延長 （平成23年3月末まで）
	貸付利率		基準利率 ※一定の要件を満たす場合 倒産対策利率					○倒産対策利率を中小企業庁長官の指示により発動 ［平成21年12月31日まで］	［平成22年6月30日までに延長］